

運動部活動「学校間連携方式」実施要項

札幌市教育委員会

平成28年4月1日 制 定

平成31年4月15日 一部改正

1 目 的

生徒の運動部活動種目の選択肢を増やすことにより、生徒の多様な運動欲求に応え、札幌市立中学校における運動部活動の活性化を図ることを目的とし、在籍校に希望する運動部（種目）がない場合、隣接する学校を原則として、他校の運動部の練習等に参加できる運動部活動「学校間連携方式」を実施する。

2 実施対象

札幌市立中学校の生徒で、運動部活動「学校間連携方式」により部活動を行うことを希望する生徒

3 実施方式

（1）実施方法

原則として、隣接する学校の運動部（在籍校に無い）に参加する。ただし、隣接する学校に希望する運動部が設置されていない場合は、自宅からの距離、公共交通機関等を考慮し、近接の学校となる場合もある。

（2）部員の募集

各学校は、年度初めに運動部活動「学校間連携方式」についての情報を生徒・保護者へ提供する。希望者がいる場合は在籍校が集約し、教育委員会児童生徒担当部長へ参加申請書を提出する。教育委員会は、申請書に基づき受入校を判断し、その学校長へ依頼し了解が得られれば実施決定となる。

4 実施上の確認事項

（1）事業内容の周知

対象生徒の在籍校は、運動部活動「学校間連携方式」に参加を希望する生徒及び保護者に対して、事業目的、内容等の情報を提供すること。

（2）連絡責任者の選定

対象生徒の在籍校と受入校は、連絡責任者を選定すること。連絡内容については、管理職も必ず把握すること。

（3）移動方法

対象生徒の在籍校の校長は、受入校への移動について、距離・時間等を考慮し、適切な指示や指導を十分行うこと。自転車による移動は禁止とする。

(4) その他

- ・対象生徒は、受入校の部活動運営規定に従って活動するものとする。
- ・受入校の顧問及び連絡責任者は、練習に関する連絡や参加・不参加の確認等を在籍校の連絡責任者と連絡を取り合い、十分な連携を図るものとする。緊急の連絡方法についても確認しておく。

5 事故対応等

- (1) 事故が起きた場合には、在籍校・受入校が速やかに保護者に連絡する。
- (2) 生徒の活動場所への移動中の事故及び活動場所から自宅への移動中の事故は、対象生徒の保護者及び在籍校が事故対応を行うものとする。
- (3) 生徒の活動場所での活動中の事故は、受入校が在籍校の協力を得ながら事故対応を行うものとする。
- (4) 事故報告については、対象生徒の在籍校が作成し教育委員会に提出するものとする。なお、「事故報告書」の作成に際しては、在籍校が受入校の協力を得て行うものとする。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付手続きは、対象生徒の在籍校が行うものとする。

6 大会への参加について

- (1) 札幌市中学校体育連盟主催大会への参加
 - ・個人種目においては、対象生徒の在籍校で、学校長承認のうえ、参加することとする。引率は、在籍校の校長及び教員が行うものとする。
 - ・団体種目においては、対象生徒が受入校の一員として参加することはできない。
(但し、札幌市中学校体育連盟が認めている7種目については、複数校合同部活動を結成した場合には参加できる。)
- (2) 競技団体主催大会等への参加
 - ・対象生徒及び保護者からの依頼を受けた在籍校の連絡責任者が、受入校の顧問教諭及び連絡責任者が協議し、大会規則に則り決定するものとする。

7 その他

この要項に定めのない事項については、必要に応じて児童生徒担当部長が定めるものとする。

附 則 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 この要項は、平成31年4月15日から実施する。